

市・県民税の申告相談が

2月16日(月)から始まります

税務課市民税係 ☎0824-731146

市・県民税の申告相談を2月16日(月)～3月16日(月)の期間で行います。申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。
申告相談の日程は広報しようばら1月号に掲載していますので、「確認のうえ、必ず受付時間内にお越しください。」

お願い

①農業所得の申告をする人は、必ず「収支内訳書」または「月別集計表」を作成して、当日持参してください。
②医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
※農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、医療費控除を受ける人で集計をしていない人は、申告相談の時間短縮のため、会場でご本人に集計していただくこととなりますので、時間がかかります。あらかじめ、ご了承ください。

多面的機能支払交付金にかかる課税の取扱い

平成26年1月1日から12月31日までの間に、活動組織が構成員に支払った役員手当や日当などは、個人の所得となります。

構成員が
農業経営者
の場合

農業所得の雑収入

構成員が
農業経営者以外
(農業収入のない方)
の場合

雑所得

申告と納税はお早めに

平成26年分の確定申告・納期限

所得税および復興特別所得税・贈与税

3月16日(月)

消費税および地方消費税(個人事業者)

3月31日(火)

納税は便利な口座振替のご利用を【振替日】

【所得税および復興特別所得税】

4月20日(月)

【消費および地方消費税(個人事業者)】

4月23日(木)



詳細は、

国税庁ホームページへ

国税庁

で

検索